

つくば市産業振興センター 事業支援室

利用希望者募集要項

令和7年7月3日改訂版

つくば市 政策イノベーション部 スタートアップ推進室

「つくば市産業振興センター」は、つくば市内の新規中小企業者を支援及び育成するとともに、中小企業者、教育機関、研究機関、官公庁、金融機関、起業家、投資家等の連携及び交流を促進することにより、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出を図ることを目的として「つくば市」が整備・運営する公共施設です。

平成29年度より、本センター内に創業初期の中小企業者等向けのオフィス（名称「事業支援室」）を設置し、提供しております。

この「事業支援室」の利用を希望される方には、つくば市産業振興センター条例及び施行規則に加えて本募集要項をよくご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

募集要項の目次

- 1 建物（つくば市産業振興センター）の概要
- 2 事業支援室の概要
- 3 事業支援室の利用許可条件
- 4 事業支援室の利用期間
- 5 許可要件審査と入居者決定
- 6 応募から入居までのスケジュール
- 7 利用許可の申請
- 8 その他
- 9 問合せ先

1 建物（つくば市産業振興センター）の概要

(1)建物名称

つくば市産業振興センター（愛称：つくばスタートアップパーク）

(2)所在地

〒305-0031 茨城県つくば市吾妻二丁目5番地1

(3)交通アクセス

つくばエクスプレス（TX）つくば駅（A1出口）から徒歩約5分

(4)建物諸元

- ◇構造・用途 鉄骨造陸屋根2階建 事務所・飲食店
- ◇竣工年月 平成11年2月
- ◇建築面積 928.87㎡
- ◇延床面積 1,852.09㎡
- ◇駐車場 来客用3台（会員通用口側、共用）
入居者用6台（吾妻保育所側、各部屋1台）、臨時駐車場

(5)所有者・管理者

つくば市

(6)建物内施設

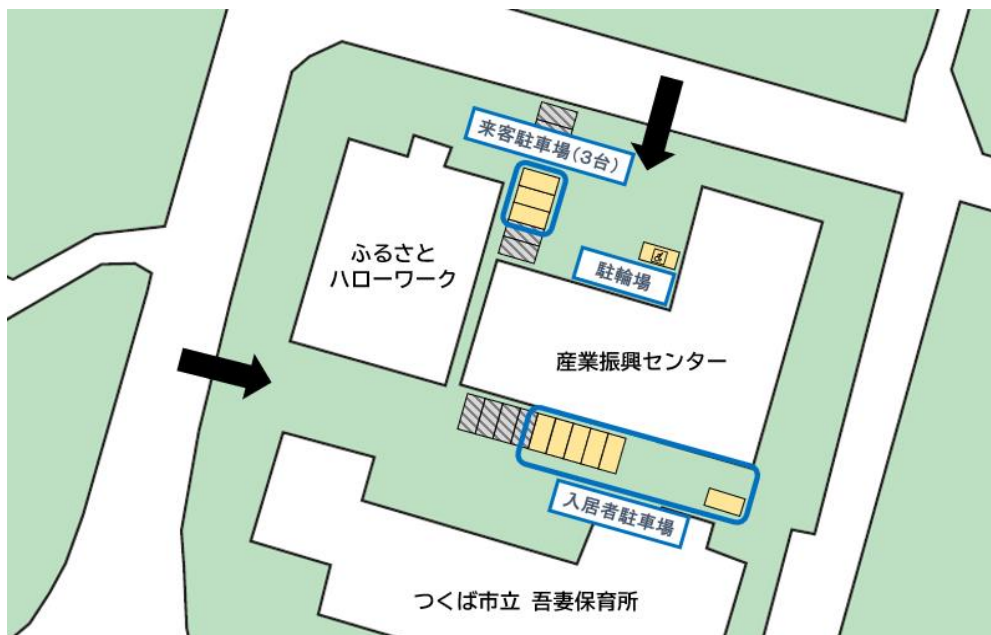
- ◇事業支援室 2階：6部屋
- ◇会議室 1階：5部屋
- ◇トイレ 1階：男子トイレ 女子トイレ 多目的トイレ、2階：男子トイレ
- ◇給湯室 1階：1か所、2階：1か所
- ◇その他設備 24時間機械警備システム（防犯カメラ付）
インターホン設備（玄関、各事業支援室）

※1階はインキュベーション施設やカフェです。

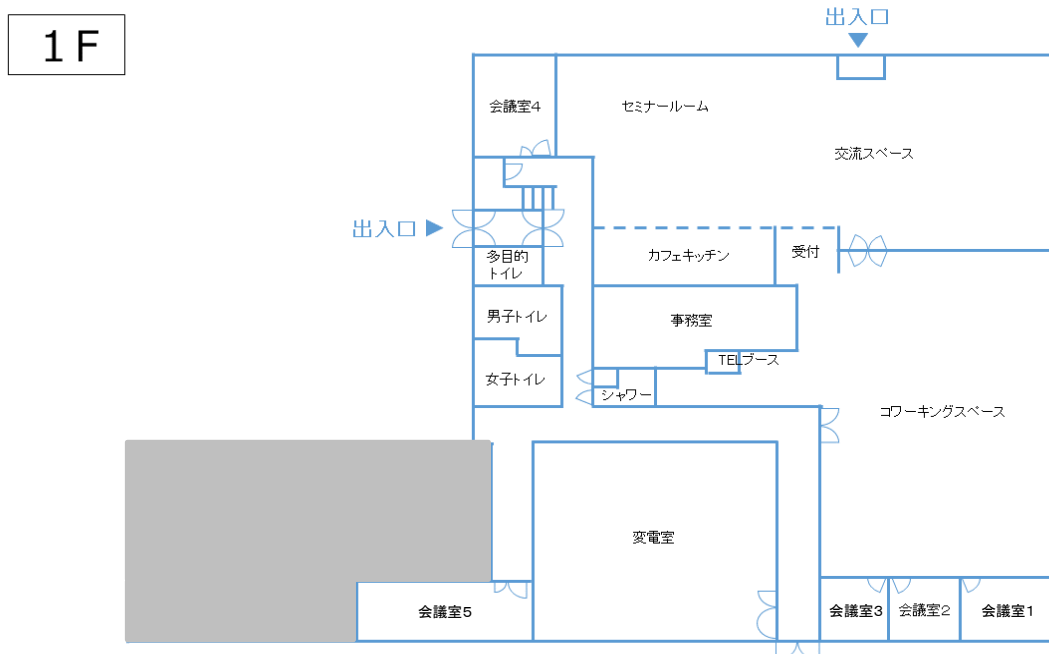
(7)位置図



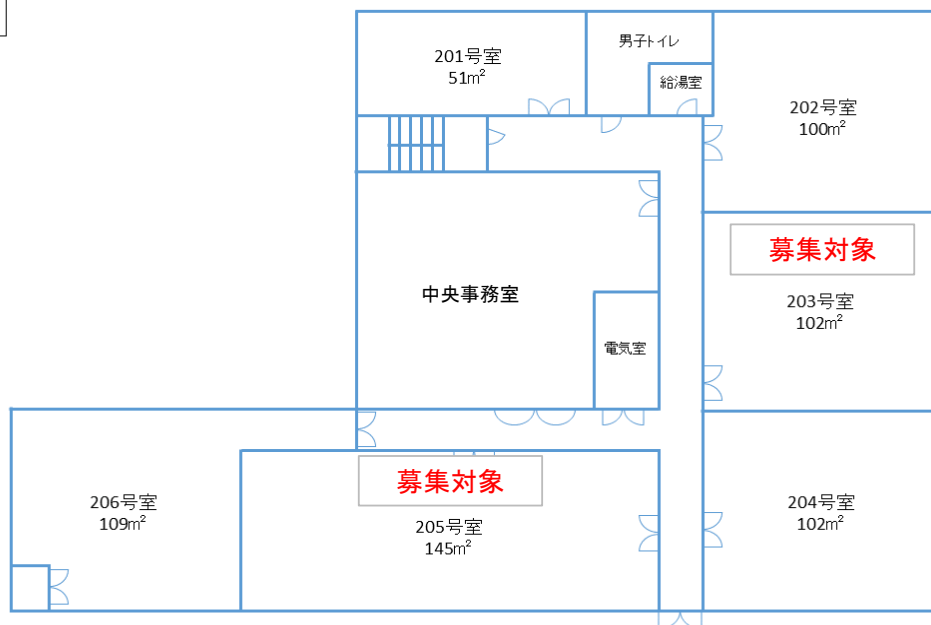
(8)敷地図



(9)建物平面図



2F



2 事業支援室の概要

(1)事業支援室の種類、床面積及び月額使用料等

階数	部屋番号	床面積	月額使用料	備考
2階	201号室	51m ²	76,500円	入居済
	202号室	100m ²	150,000円	入居済
	203号室	102m ²	153,000円	募集対象
	204号室	102m ²	153,000円	入居済
	205号室	145m ²	217,500円	募集要項
	206号室	109m ²	163,500円	入居済

※月額使用料に電気料金は含みません。

電気料金は、使用量に応じて別途請求させていただきます。

※共益費は、含まれています。

※敷金、保証金は不要です。

(2)事業支援室の設備

- ◇床仕上げ アクセスフロア、タイルカーペット
- ◇耐床加重 300kg/m²
- ◇天井高さ 2.7m
- ◇電気容量 150A（室内空調、照明等含む）
- ◇照明設備 各部屋個別照明方式

- ◇空調設備 各部屋個別空調方式
ツインインバーターエアコン（天井4方向カセット型）
- ◇電話設備 無し（開通工事費、通話料等は利用者の個別契約）
- ◇通信設備 無し（回線工事費、通信料等は利用者の個別契約）
- ◇機械警備 各部屋個別機械警備方式
- ◇什器、備品 無し

(3)関連設備

- ◇ごみ集積所 各部屋につき屋外1箱（収集運搬・処分等は、利用者の個別負担）
- ◇駐車場 各部屋1台（無料）

(4)利用可能時間

原則24時間365日

ただし、各種法定点検、修繕工事等の実施に伴い、利用を制限する場合があります。

(5)利用形態

事業支援室は、次に掲げる事項に該当しない事務所としての利用に限ります。

- ① 著しい騒音、振動、悪臭が発生する研究、製造等を行うこと
- ② 薬品等を使用し、廃液の発生する研究、製造等を行うこと
- ③ 工作機械設備などの施設を要する研究、製造等を行うこと
- ④ 不特定多数の人が出入りする教室、講座等を行うこと
- ⑤ 物販、飲食業等の店舗として利用すること
- ⑥ 居住、倉庫等として利用すること
- ⑦ 危険物、火気を使用すること

(6) その他

許可を受けずに、事業支援室の現状を変更、又は特別の設備若しくは機器を取り付けることはできません。

3 事業支援室の利用許可条件

(1)次に掲げる中小企業者等であること

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもの

業種	資本金又は出資の総額	常時使用の従業員数
① 製造業	3億円以下	300人以下
建設業		
運輸業		
②～④以外		
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5000万円以下	100人以下
④ 小売業	5000万円以下	50人以下

- ② 入居時点で、会社にあつては会社設立の日、個人にあつては事業を開始した日から、5年以内

(2)次に掲げる2要件を満たすこと

- ① 長期にわたり継続して事業活動を行うために必要な経営能力を有する者であること。
- ② 事業支援室の利用を終えた後につくば市内に本店を置く意思を有する者であること。

(3)次に掲げる事項に該当するときは、許可をしません

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - ② センターの設置目的に反するとき。
 - ③ 事務所以外の用途に使用するとき。
 - ④ 事業支援室又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ⑤ 市税の滞納があるとき。
 - ⑥ つくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかに該当するとき
 - ⑦ センターの管理上適当でないと市長が認めるとき。
- ※確認のため、提出書類を利用し、官公庁への照会を実施する場合があります。

4 事業支援室の利用期間

(1)今回の募集による利用期間

利用開始日から令和8年（2026年）3月31日まで

(2)利用期間の延長

利用期間延長の許可を受けた場合、最大1年間の延長が可能です。

利用期間は、通算して最大3年間です。

なお、延長申請に際しては、入居期間内の事業活動の成果等について報告を求め、事業計画と実態が異なる場合や活動成果が見られない場合などは、許可しません。

(3)利用許可の取消

利用期間内であっても次に掲げる事項に該当する場合は、利用を停止又は許可を取り消します。

- ① つくば市産業振興センター条例又は施行規則の規定に違反したとき。
- ② 3(3)に示す不許可要件に該当するに至ったとき。
- ③ 利用許可条件に違反したとき。
- ④ 使用料を3月分滞納したとき。
- ⑤ 法人にあっては、解散したとき。
- ⑥ 個人にあっては、死亡したとき。
- ⑦ 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったとき。
- ⑧ 強制執行を受けたとき。
- ⑨ センターの管理上適当でないと市長が認めるとき。

5 許可要件審査と入居者決定

(1)許可要件審査

申請書類に不備がないか、利用許可要件を満たしているかを審査します。

(2)推薦入居者の決定

許可要件審査合格者のうち、推薦事項申告書に記載された事項が次のいずれかに該当する者を推薦入居者として決定します。該当者が複数いた場合には抽選を行います。

◇国・県等の研究開発助成等の採択者（採択額が500万円以上のものに限る。）

◇ビジネスプランコンテスト等の受賞者（賞金等が100万円以上のものに限る。）

◇過去3年以内につくば市又は茨城県の支援対象となった者

・つくば市：つくば STARTUP INCUBATION PROGRAM、Society5.0社会実装トライアル支援事業、つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業

・茨城県：スタートアップ支援事業ベンチャー企業海外展開支援事業、創業・事業化支援事業、スタートアップビザ、ベンチャー企業成長促進事業（成長プログラム）

※確認のため、申告書を利用し、関係者への照会を実施する場合があります。

(3)一般入居者の決定

推薦入居者の決定後、推薦入居者のいない事業支援室について、許可要件審査合格者の中から、抽選により一般入居者を決定します。

※抽選を行う場合、以下の内容で抽選会を開催し、申請順に申請者本人にくじを引いていただきます（抽選会不参加の場合、申請を辞退したものとみなします。）。

抽選会会場：応募した事業支援室内での実施を予定

備考その1：日時等の詳細は別途、該当者にお知らせいたします。

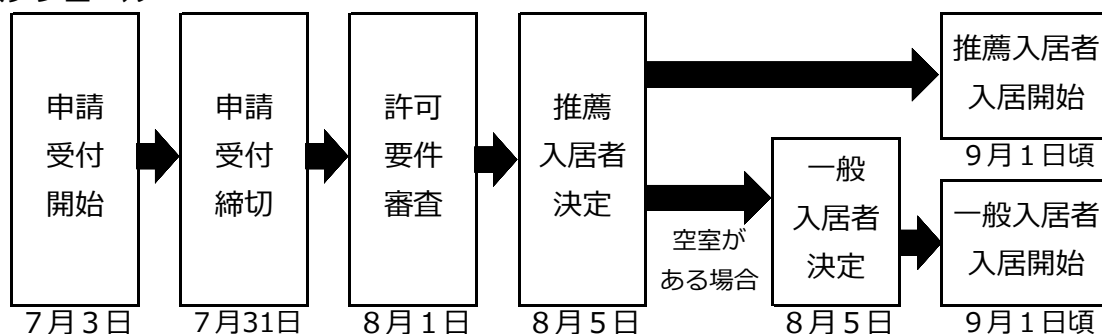
備考その2：申請者本人の委任状により、代理人に委任できるものとします。

(4)決定の通知

許可要件審査結果、推薦入居者選定結果及び一般入居者抽選結果を踏まえ、文書にて速やかに申請者に当否を通知します。

6 応募から入居までのスケジュール

スケジュール



- ※申請に当たっては、「7 利用許可の申請」をご覧ください。
- ※施設見学を希望される場合は、電話にてお問い合わせください。
- ※許可要件審査の結果、要件を満たさない場合は、申請を無効とします。

7 利用許可の申請

(1)申請期間（募集期間）

令和7年（2025年）7月3日から7月31日 16時30分まで（必着）

(2)申請受付時間

募集期間内の平日

8：45～16：30（12：00～13：00は除く。）

(3)申請方法

◇申請窓口への持参

窓口にて書類確認を行いますので、電話にて御連絡の後、お越しください。

なお、郵送を希望される場合は、電話にて御相談ください。

◇申請窓口・連絡先

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市役所5階

つくば市政策イノベーション部スタートアップ推進室

電話 029-883-1111（内線5812）

(4)申請書類

① 利用許可申請書（様式第1号の4）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 推薦事項申告書（任意様式）※該当する事項がある場合のみ御提出ください。

推薦入居者に該当する特別事項を記載した自己申告書

④ 誓約書（参考様式）

暴力団、暴力団員、暴力団員等のいずれにも該当しないことの誓約書

⑤ 添付書類【申請者が会社の場合】

a 当該会社の登記事項証明書。ただし、現状を記載したものに限る。

b 各事業年度の次に掲げる書類（設立してから3事業年度以上経過した場合にあっては、直前3事業年度分の書類）の写し。

㊦ 株式会社にあつては、会社法（平成17年法律第86号）第435条に規定する貸借対照表、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

㊧ 合名会社、合資会社及び合同会社にあつては、会社法第617条に規定する貸借対照表及び計算書類

c 当該会社の申請日の属する年度分の市税の納税状況を証する書類。ただし、当該年度分の税額が確定していないときは、当該年度の前年度分の市税の納税状況を証する書類とする。

d 推薦事項申告内容を証明する補助金交付決定通知書、賞状等の写し。

⑥ 添付書類【申請者が個人の場合】

- a 開業届出書（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書をいう。）の写し。
- b 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し。ただし、現状を記載したものに限る。
- c 事業を開始した年から申請日の属する年までの各年分の確定申告書。（事業を開始してから3年以上経過した場合にあっては、直前3年分の確定申告書）の写し。ただし、現状を記載したものに限る。
- d 申請日の属する年度分の市税の納税状況を証する書類。ただし、当該年度分の税額が確定していないときは、当該年度の前年度分の市税の納税状況を証する書類とする。
- e 推薦事項申告内容を証明する補助金交付決定通知書、賞状等の写し。

(5)申請部数

正本・副本の計2部

(6)留意事項

- ◇申請様式は、つくば市ホームページからダウンロードしてください。
- ◇申請いただいた書類は返却しません。
- ◇申請書類に不備、虚偽記載がある場合は、無効とします。
- ◇申請書類は、原則として情報公開請求の対象となります。
- ◇申請書類の作成及び提出に係る経費は、申請者の負担とします。

8 その他

(1)入居者の方には、退去後においても、市が行う各種調査（概況調査、財務調査等）に御協力いただきます。

(2)事業支援室を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。

9 問合せ先

つくば市 政策イノベーション部 スタートアップ推進室

住 所：つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所5階

電 話：029-883-1111（内線5812）

メール：eco054@city.tsukuba.lg.jp